

# 武力で 命は 守れない

私たちは、  
憲法9条を守り  
生かす道を  
選びます。

どうしたら私たちの命を守れますか？

「中国や北朝鮮が攻めてきたらどうするの？」

「国民の命を守るため軍備を持つのは当然だ」  
そういった声が聞かれます。たしかに今の国際情勢  
は不安です。しかし強大な軍事力があれば国民の  
命は守れるのでしょうか。

世界一の軍事大国アメリカでさえ、同時多発テ  
ロを防ぎ自国民の命を守ることはできませんでし  
た。軍事大国だからこそテロの標的になったとも  
言えます。このことは「軍備では決して命は守れ  
ない」ということを示しています。

また沖繩戦では、日本軍が生き延びるために住民  
を犠牲にしました。

命を守りたかったら、戦争だけはしてはなりま  
せん。

9条を守り生かすことこそ現実的です

アジア太平洋戦争では、日本だけでも300万  
人以上、そしてアジアでは2000万人もの人々  
の命が奪われました。

この悲惨な戦争の深い反省の上に、日本国憲法は  
つくられたのです。前文で「平和のうちに生存す  
る権利」を謳い、9条では、戦争の放棄、戦力不保  
持、交戦権の否定を規定しました。その根底には  
命の尊重、個人の尊重があります。

9条を守り生かす道は単なる理想ではありません  
ん。近隣アジア諸国と友好を保ちお互いに平和的  
に発展のできる、最も現実的な道です。

逆に「戦争する国」への道は、かつての侵略戦争や  
植民地支配への反省を背を向けてしまったため、ア  
ジアで日本が孤立してしまう危険で非現実的な道  
です。

# 日本を、アメリカに従って 「海外で戦争する国」 にしてはなりません

**憲法が、戦後最大の危機に！**

昨年末の衆議院選挙では、自民党、日本維新の会などの改憲を目指す政党が、3分の2を大きく超えて議席を占める結果となりました。

改憲勢力は、夏の参議院選挙で改憲発議要件を満たす3分の2以上の議席獲得を目指しています。そのうえで安倍首相が明言しているように、憲法96条の改憲発議要件を「3分の2以上」から「2分の1以上」に緩和する「憲法改正」を断行しようとしています。

改憲のハードルは、多数決で奪われてはならない基本的人権や平和主義、民主主義の諸原則を守るためのものです。彼らは改憲のハードルを低めて改憲しやすくしたうえで、憲法9条改悪を狙っているのです。

また自民党は当面、「国家安全保障基本法」制定で集団的自衛権行使容認の解釈改憲を目指しています。

## 自民党のめざす改憲内容

昨年4月に出された自民党の「憲法改正草案」は、「憲法は国家権力を縛るもの」という近代立憲主義の考え方を放棄しています。そして平和主義を投げ棄てて無制限の自衛権(集団的自衛権行使を含む)を容認し、自衛隊を「国防軍」にしようとしています。また、天皇を元首化して国民主権を後退させ、表現の自由など人権保障に重大な制限を加える内容となっています。

## 改憲の流れは止められます

世論調査が示すように、憲法9条を変えてはならないという意見が国民の多数であり、民意です。その声を集会や署名そして国政選挙で集めれば、憲法改悪の流れを止めることは可能です。ともに声をあげましょう。

# STOP! 安倍政権の狙う9条改悪

池上九条の会 大田教職員九条の会 大田区職員九条の会 大田たまがわ九条の会  
憲法改悪反対・働くものの九条の会 憲法9条・大田女性の会 新蒲田九条の会  
戦争体験を語り継ぐ千束の会 田園調布九条の会 南部合唱団九条の会  
東矢口九条の会 弁護士九条の会・おおた 雪谷九条の会 (あいうえお順)

## エーッ！大田区では、憲法敵視のこんな教科書が使われているの!?

どんな教科書を使うのかは、子どもたちの将来にとって、とても大切な問題です。

戦後の教育は、「軍国主義教育は二度とごめんだ、教育は政治や権力者に左右されてはいけない」という国民の熱い願いから出発しました。しかし大田区では昨年4月より、全ての公立中学で育鵬社版の歴史と公民の教科書が使われています。

この教科書の「日本国憲法の基本原則」の章の扉に、天皇が総理大臣を認証する写真を掲げ、憲法の一番大切な基本原則は天皇制だとの印象を与えています。

憲法の制定過程ではGHQに強制されたように記述し、国会が果たした役割をほとんど評価していません。実際は、第1条の国民主権や第25条の生存権をはじめ重要な項目を修正、新設するなど国民の意見が国会を通して反映されています。しかしGHQの検閲について写真入りで説

明するなど「押しつけ憲法論」へ露骨に誘導しています。

さらに「9条と自衛隊」の項では、憲法9条は非現実的であり改憲すべきという方向へ子どもたちをリードしようとの意図が明らかです。

こんな育鵬社の教科書を使っているのは東京23区内では大田区だけです。子どもたちが国民主権、人権の尊重、平和主義など憲法の諸原則と理念をふまえた教科書で学べるようにしたいものです。



代表連絡先：大田たまがわ九条の会  
大田区下丸子2-24-10-1-710 小林稔治方  
Fax:03-3756-5238/info\_ota\_tama9@yahoo.co.jp